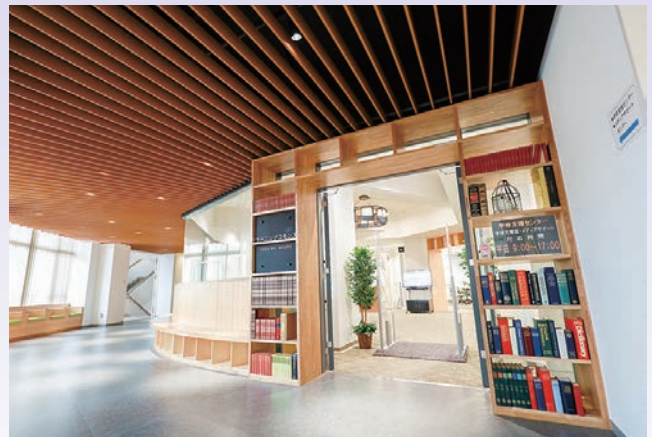


# 月報私学

6

2022  
VOL.294



学校法人濱名山手学院は2020年4月、濱名学院と神戸山手学園が大学統合・法人合併を行い、関西国際大学としては三木、尼崎、神戸山手の3キャンパス体制となりました。新たな学院は、「『他者を尊重しつつ、主体的・能動的に自らの人生を切り拓く』ことができる人間を世界に送り出すこと」を目指します。「Communication、Consideration & Commitment」を価値基準とし、この“三つのC”を実行できる人間を育成します。

表紙記事・写真提供 学校法人濱名山手学院 関西国際大学（兵庫県三木市）

## CONTENTS

- 就任のあいさつ 理事 松尾 勝／魅力あふれる学校づくりを目指して ..... 2
- 令和4年度 私学事業団の事業計画と予算 ..... 3
- 令和5年1月から被扶養者認定申請書にかかる添付書類が一部省略できます ..... 6
- 短時間労働加入者の要件が変わります ..... 7
- 育児休業期間中の掛金等の免除要件の見直し ..... 8
- 令和4年6月発行「私学共済事務担当者へのお知らせ」／  
雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ／  
DCの拠出限度額の見直し(令和6年12月1日から)／様式用紙等の請求方法 ..... 9
- 標準報酬月額の時給決定 ..... 10
- 標準報酬月額の改定が必要なとき ..... 11
- ヘル스ケアポイントをご利用ください ..... 12
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 ..... 16

# 就任のあいさつ



理事 松尾 勝

このたび、四月一日付けで日本私立学校振興・共済事業団融資担当理事を拝命いたしました。

大学卒業後の30数年間、私は信託銀行及び運用会社において主に資産運用業務に携わってまいりました。その間ロンドン、ニューヨーク、シンガポールに赴任する機会を得て、多様な人々の関わりの中からダイバーシティの重要性や我が国の美德・課題についていろいろと考えさせられました。

互いの文化や人格を尊重しあうことで協力することが最も高い効用を生み、幸福感を高めることを学びました。昨今のコロナ禍による社会の分断や、地政学リスクの高まりによる国家間・民族間の対立激化に心を痛めつつ、改めてリスペクトという言葉の重みを噛みしめております。

教育関係の職務という意味においては私にとって全く新しい経験となりませんが、人材育成の重要性はどんな組織においても共通であり、優秀な人材を輩出するために我々が果たすべき役割を考えると身が引き締まる思いです。

技術革新により我々が望む多様な生き方が実現可能になってまいりました。

一方でジェンダーや働き方等に関しても個人の価値観はさまざまであり、それぞれを実現するためには多様性を認める社会こそがその前提となります。

我が国は同調圧力の強い社会であると言われてきました。その強みが最大限に発揮されたのが戦後の高度成長期であり、その組織力はジャパン・アズ・ナンバーワンとして称賛されました。

今や時代は変わり世の中を牽引するのは多様性の中から生まれた独自性の強いリーダーたちです。その文脈においては、建学の精神に基づき特色ある教育を展開して有為な人材を輩出する私立学校こそが多様性を求める時代の要請に応え得るものと信じます。

少子化をはじめ我々を取り巻く環境は厳しさを増しており決して楽観できる状況ではありませんが、状況の変化に的確に対応しつつ私立学校の振興のため全力を尽くす所存です。皆様にご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 連載記事募集 「魅力あふれる学校づくりを 目指して」

企画室

私学事業団では、学校法人のさまざまな取り組みなどを特集記事として通算で67回にわたり本誌に掲載しています。

改革事例等について、大学のみならず高校や小・中学校、専修学校や幼稚園の事例等も広く募集します。

次の「記入要領」の「①テーマ」を参考に、「投稿申込書」(私学事業団ホームページ)「広報誌・刊行物一覧」月報私学▼特集記事募集」内の「記事要旨」を150字程度で作成のうえ、メールもしくは郵送で送付してください。

### 「記入要領」

#### ①テーマ

- ・ 「地域に根ざした取り組み」
- ・ 「大学大学院教育の質向上への取組」
- ・ 「他大学(校)との連携」
- ・ 「効果的なFD・SDへの取り組み」
- ・ 「財政改革・財政運営」
- ・ 「理事長・学(校)長のリーダーシップについて」
- ・ 「世界を舞台に活躍する人材養成への取組」

- ・ 「職業教育への取り組み」
  - ・ 「情操教育への取り組み」
  - ・ 「幼保一元化への取り組み」
- ※他に自由なテーマを設定していただくことも可能です。

②記入上の注意

- ・ 「所属部署名」欄には、学校法人名・大学名・所属部署名・役職名を明記してください。
- ・ 郵送での手続きが生じる場合がありますので、住所欄は必ず「所属部署名」に記入した部署の所在地を記入してください。
- ・ 記事のタイトルは「魅力あふれる学校づくりを目指して」○○で魅力創り」となります。
- ・ ○○に言葉を入れてサブタイトルとしてください。
- ・ 「記事要旨」は150字程度でまとめてください。

ご応募いただいた「投稿申込書」は、私学事業団において検討のうえ、改めて原稿依頼をさせていただきます。

また、過去に掲載した記事の一覧を「連載記事のアーカイブ」として私学事業団ホームページ「広報誌・刊行物一覧」月報私学▼特集記事募集▼連載記事のアーカイブ」に掲載していますので、参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしています。

### 問い合わせ・送付先

(私学振興事業本部) 企画室

☎03(3230)7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

# 令和4年度 私学事業団の事業計画と予算

財務部

## 助成業務

### 補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校  
の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

令和4年度は、東日本大震災からの復興支援分（3億1132万円）を含む2977億5032万円を交付する予定です。

### 貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人等に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

4年度の貸付事業計画額は570億円です。

貸付財源は、国の財政融資資金221億円、自己調達資金349億円（うち、共済業務にかかる厚生年金勘定からの

借り入れ293億円）を予定しています。

なお、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等の融資は、国の利子助成制度の対象になります。

### 寄付金事業

学校法人等の寄付金募集活動に対して支援を行っています。

「受配者指定寄付金」として、私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄附者が指定した学校法人等に配付します。

この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

4年度は、220億円を配付する予定です。

また、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者の研究を支援するため、広く一般から寄付金を受け入れ、これを財源として「若手・女性研究者奨励金」の交付を行います。この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

4年度は、3000万円を交付する予定です。

なお、4年度の寄付金受入目標額は

4000万円です。

### 学術研究振興基金・資金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費その他研究に要する経費に対して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

4年度は、学術研究振興資金8000万円を交付する予定です。

なお、3年度末における学術研究振興基金の保有額は、54億1524万円です。

### 経営支援・情報提供事業

学校法人自身が経営上の問題点を早期発見するための方策の提案や、自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

○学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリ

ングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話等さまざまな手段を活用して学校法人からの相談や質問に対応し、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行います。

○基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等を行い、私立学校の教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図ります。

○私立大学・短期大学・高等専門学校  
の特色や、教育研究の取り組み等さまざまな教育情報をWebサイトに公開します。

○収集した情報や調査結果を研究・分析し、その結果を次のようなさまざまな形で提供します。

- ・私学リーダーズセミナーの実施
- ・私学スタッフセミナーの実施
- ・「今日の私学財政」の発行
- ・私立大学・短期大学等及び私立高等学校の「入学志願動向」「私立大学・短期大学教育の現状」の公表

### 減免資金交付事業

私立大学等に対して授業料等減免資金の交付を行います。

我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、国から授業料等減免資金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に交付金を交付します。

4年度は、2071億8409万円を交付する予定です。

共済業務

私学共済制度の構成員と標準報酬等

令和4年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①の通り、総計157万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準報酬月額等の平均及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

表 構成員・標準報酬月額・標準賞与額推計

区分	①構成員(人)	②標準報酬月額の平均(円)	③標準賞与の平均年額(円)
合計加入者	627,775	376,289	1,246,947
(短期加入者)	(624,422)	(375,640)	(1,242,198)
(年金等加入者)	(601,388)	(367,118)	(1,180,390)
被扶養者	339,010	—	—
年金受給者	601,397	—	—
総計	1,568,182	—	—

**短期(医療)給付事業**  
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期給付分掛金率は、前年度と同率の8・569%に据え置きました。

介護分掛金率は、厚生労働省から示される諸係数に基づいて算定した結果、0・044ポイント引き下げ1・762%に変更しました(前年度掛金率1・806%)。

この掛金率を基に推計した掛金収入は3437億円となる見込みです。

保健給付等の給付費は1821億円を見込み、また、他制度への支援金等(※1)として、前期高齢者納付金446億円、後期高齢者支援金762億円、介護納付金368億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入(3440億円)と給付費、支援金等及び繰入金(3425億円)との収支差に、支払準備金の戻入と繰入(※2)との差額を加えた4億円が当期総利益となる見込みです。

なお、支払準備金は、当該事業年度における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

※1 支援金等

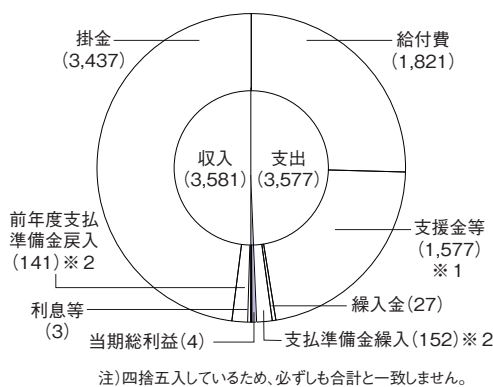
介護保険や高齢者医療等の他の医療制度に要する費用等を賄うために、医

療保険者ごとに、その報酬の総額等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。支援金等には、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金などがあります。

※2 支払準備金の戻入・繰入

短期給付の給付金を支払うためあらかじめ積み立てている金額のことで、「前年度支払準備金戻入」とは、前年度の支払準備金を当年度に一旦戻入する金額、「支払準備金繰入」とは、当年度分を前年度分に替えて新たに積み立てる金額をいいます。

図1 短期(医療)給付事業(短期勘定)の予算収支(単位:億円)



**年金等給付事業**  
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

〈厚生年金勘定〉

加入者保険料率は、毎年4月に0・

354ポイントずつ引き上げることになっていきます。軽減保険料率(※3)は、元年に行った再計算の結果、4年4月～8月までは15・681%、9月～翌年3月までは16・035%になります。

なお、都道府県からの補助が行われた場合、その分だけ保険料率が軽減されます。ただし、賞与にかかる保険料に対する補助はありません。

軽減保険料率を基に推計した保険料収入は5247億円となる見込みです。その他に国庫等補助金1483億円、基礎年金交付金14億円、厚生年金交付金2868億円等を見込んでいます。

また、給付費は3773億円、その他に基礎年金拠出金2770億円、厚生年金拠出金3506億円、退職等年金給付勘定への繰入金101億円等を見込み、図2(5頁参照)のとおり収支を予定しています。

保険料、交付金、補助金及び利息等の収入(1兆1075億円)と給付費、拠出金(※4)及び繰入金等の支出(1兆186億円)との収支差889億円が当期総利益となる見込みです。

※3 軽減保険料率

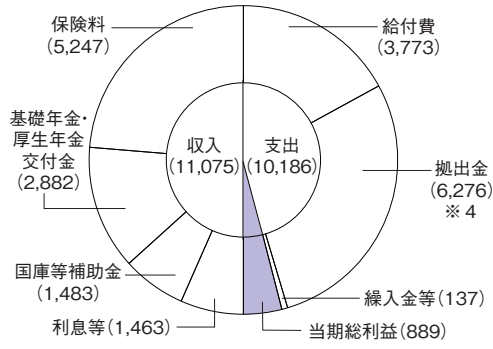
私学共済制度では、加入者保険料の負担増に対する激変緩和措置として、被用者年金制度の一元化に伴う積立金仕分け後の独自財源(経過的長期給付積立金)を活用して保険料の軽減を行

うことができるとされており、4年4月～8月の加入者保険料率は16・832%から1・151ポイント軽減し15・681%に、9月～翌年3月までは0・797ポイント軽減し16・035%となります。これを軽減保険料率といっています。

※4 拠出金

基礎年金、厚生年金の給付に要する費用を賄うために、実施機関ごとに、その加入する人数等に応じて割り当てられる金額のことをいいます。拠出金には、基礎年金拠出金と厚生年金拠出金があります。

図2 年金等給付事業（厚生年金勘定）の予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

〈退職等年金給付勘定〉

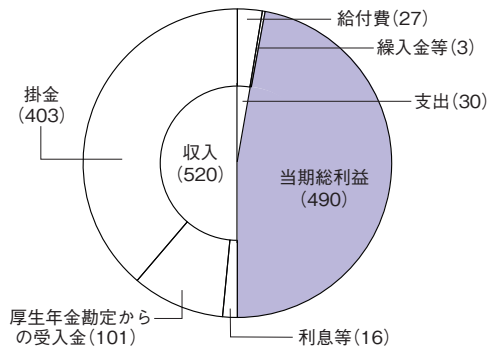
退職等年金給付掛金率は、前年度と同率の1・50%に据え置きますが、4年度についても経過的長期給付積立金を活用し、厚生年金勘定から掛金率

0・3%相当額を受け入れ、納付していただく掛金率を1・20%に軽減します。

この掛金率を基に推計した掛金収入は403億円、厚生年金勘定からの受入金は101億円、給付費は27億円を見込み、図3のとおり収支を予定しています。

掛金、受入金及び利息等の収入(520億円)と給付費及び繰入金等の支出(30億円)との収支差490億円が当期総利益となる見込みです。

図3 年金等給付事業（退職等年金給付勘定）の予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

福祉事業

健康の保持・増進及び日常生活の援助を目的とした事業を行っています。

4年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率0・25%を主な財源としています。また、特定健康診査等事業に対し、国庫補助金1・2億円が措置されています。

ます。なお、各経理の収支は図4のとおりを予定しています。

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として24億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として3億円、また、医療経理及び宿泊経理への繰入金として40億円を見込んでいます。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいているガーデンパレス、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の運営に伴う事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金等を見込んでいます。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

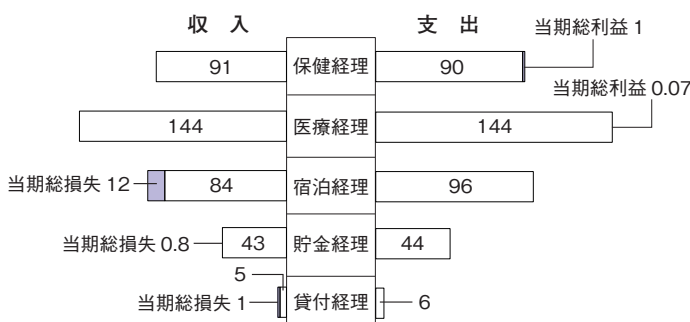
貯金事業の収支は、図4のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

なお、4年度末の加入者貯金残高は、1兆2866億円となる見込みです。

結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

4年度の貸付額は、加入者貸付78億円を見込んでいます。

図4 福祉事業の事業経理別予算収支(単位：億円)



注)四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

◆その他事務費など

短期(医療)給付事業及び年金等給付事業の事務を行う費用は共済業務勘定で支出しています。この勘定では、短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定からの事務費繰入金67億円により当該費用を賄います。他に、国庫補助金3億円が措置されています。

# 令和5年1月から被扶養者認定申請書にかかる 添付書類が一部省略できます

業務部 資格課

令和5年1月から、住民票及び所得や雇用保険に関する情報を取得する際、マイナンバーによる他機関との情報連携を利用した確認事務を実施することにより、添付書類が一部省略可能となります。

他機関との情報連携を利用するに当たっては、私学事業団で行っている被扶養者認定にかかる事務処理の手順が大きく変わります。

## 事務処理の変更

### ●省略できる添付書類

- ・住民票（注1）
- ・所得証明書（非課税証明書）（注2）
- ・雇用保険に関する書類（離職票、雇用保険受給資格者証等）

**注1** 住民票は加入者が世帯主である場合に限りません。また、住民票で確認できない事項は、現行どおり戸籍謄本等が必要となります。

**注2** 所得証明書（非課税証明書）による年間収入の確認は、過去3年間無収入であった人に限ります。そうでない場合は、現行どおり勤務先等が証明する「年収見込証明書」等が必要です。

### ●新しい事務処理のおおまかな流れ

他機関との情報連携により住民票等の情報を取得するため、申請書を受け付け後、先に記載された内容等をシステム登録します。その後、マイナンバーの確認により住民票等の情報を取得し、審査・決定処理を行います（図参照）。

先にシステム登録することにより個別管理ができるため、進捗状況等の照会に対し、速やかな対応が可能となる予定です。

なお、マイナンバーの確認及び情報照会は一斉に行うため、住民票等を省略せずに添付していただいても、先に審査を行うことはできません。ご理解、ご協力をお願いします。

### 「被扶養者認定申請書」の変更

#### ●書式の変更

事務処理の変更に伴い、「被扶養者認定申請書」（以下「申請書」といいます）は、情報連携の利用に対応した書式に変更します。

- ・主な変更点は次のとおりです。
- ・現行の複写式は廃止し、ダウンロードが可能となります。

- ・マイナンバーによる個別での確認・管理を要するため、申請書1枚につき被扶養者1名のみ記入となります。
- ・被扶養者の所得の確認を所得証明書により行う場合は、確認を要する年の1月1日時点の被扶養者の住所が必要となります。現住所と1月1日時点の住所が異なる場合は、現住所の他、1月1日時点の住所も記入する欄を新しく設けます。

#### ●新用紙の送付

4年12月に、各学校法人等宛てに学種に応じた部数を設定し、新用紙を送付する予定です。

5年1月以降に提出する申請書は、新用紙を使用してください。

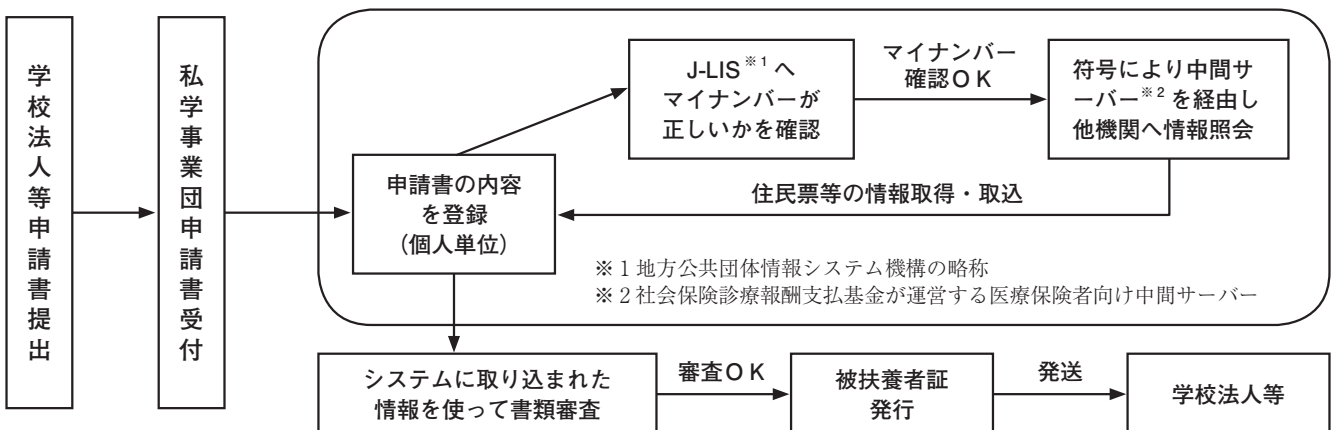
なお、この送付時期に合わせて、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」にも掲載する予定です。

#### ●「被扶養者認定申請書」は認定の事由が発生してから30日以内に提出してください

申請書は、加入者の資格取得や被扶養者となる要件を備えた日から**必ず30日以内**に提出してください。30日を超えて提出した場合、本事業団で申請書を受け付けた日が認定日となります。

添付書類等が揃わない場合は、申請書のみ**30日以内**に提出し、受け付けを取ってください。

図 情報連携による審査の流れ



# 短時間労働加入者の要件が変わります

## 令和4年10月1日施行

業務部 資格課

### ●短時間労働加入者の適用拡大

平成28年10月に短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が図られ、私学共済制度においても要件に該当する教職員等は、短時間労働加入者として資格取得することとなりました。現行「500人を超える」と

されている企業規模要件が施行後は「100人を超える」に引き下げられます。また、現行の短時間労働加入者の要件から「雇用期間が継続して1年以上見込まれること」が削除され、通常加入者と同様に「2か月を超える（超えることが見込まれる場合を含みます）」ことが要件となります（参考）厚生年金の適用を受ける人の要件の見直し」参照。

### ●短時間労働加入者の要件

- ① 所定労働時間が週20時間以上
- ② 月額賃金8万8000円以上
- ③ 2か月を超える雇用の見込み
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 70歳未満の通常の加入者数が100人を超える（101人以上）学校法人等（以下「特定学校法人等」といいます）に雇用されていること
- ③の改正に伴い、すでに特定学校法

人等となっている学校法人等においても、施行時に、2か月を超える契約期間が見込まれる人がいる場合は、短時間労働加入者として資格取得報告が必要となります。

（参考）厚生年金の適用を受ける人の要件の見直し（4年10月1日施行）

現行：2か月以内の短期的な雇用契約であっても、常態的に継続して使用されたときは、常用的な使用関係となった契約期間終了日の翌日から加入者になります。

施行後：2か月以内の短期的な雇用契約であっても、常態的に継続して使用されると見込まれるときは、当初の契約期間開始日から加入者になります。

【例】10月1日から11月30日までの2か月契約であっても、契約当初から2か月を超えて使用されることが見込まれるときは、10月1日から加入者となります。

### ●特定学校法人等に関する事前連絡

法人全体で、70歳未満の通常の加入者数が101人以上の規模である学校法人等は、特定学校法人等に該当します。3年9月～4年7月の掛金の調定人

数を基にして、8月中旬に、次の①～③のうちいずれかの事前連絡を送付しますので確認してください。

#### ① 該当

施行時から特定学校法人等に該当します。短時間労働加入者に該当する人がいる場合は、資格取得等の手続きをしてください。

#### ② 該当見込み

3年9月～4年7月の掛金の調定人数において101人以上の月が4～5か月あった学校法人等に送付します。特定学校法人等に該当する（又は見込みがある）場合には、「特定学校法人等該当届書」を提出してください（10月から特定学校法人等に該当します）。

#### ③ 不該当

特定学校法人等に該当しないことが見込まれますので短時間労働加入者にかかる手続きは、10月の時点では不要です（注1）。

注1 施行日後に新たに特定学校法人等となるが見込まれる場合は、「特定学校法人等該当届書」を提出してください。該当する見込みがある場合は、事前に本事業団から通知します。

### ●資格取得の報告

特定学校法人等において、短時間労働加入者の資格取得をする場合、「資格

取得報告書（短時間労働加入者用）[\[1\]](#)を使用してください。報告の際は、短時間労働加入者の要件（注2）を満たしているか確認してください。

通常の加入者である人が、契約の変更により勤務時間が短くなり、短時間労働加入者に該当した場合や、短時間労働加入者が通常の加入者となった場合は、「短時間労働加入者区分変更報告書」[\[2\]](#)により届け出てください。

注2 短時間労働加入者の要件の詳細は、私学共済ホームページに掲載している「短時間労働加入者にかかるQ&A」を参照してください。

### ●被扶養者の取り消し手続き漏れに

#### 注意してください

今回の改正により、私学共済の被扶養者である人が、パート先などで健康保険の被保険者になる場合は、被扶養者は取り消しとなります。収入が被扶養者としての限度額未満（60歳未満で給与収入のみの人は130万円未満）であったとしても、被扶養者にはなれませんので、速やかに「被扶養者取消申請書」[\[3\]](#)を提出してください。

取り消しに該当していた事実が後から判明した場合、遡って手続きをすることになります。健康保険の被保険者となった日以降に被扶養者証を使用していた場合は、医療費等を返還していただくこととなりますので注意してください。

# 育児休業期間中の掛金等の免除要件の見直し 令和4年10月1日施行

業務部 掛金課

本誌4月号でお知らせしたとおり、健康保険法等及び育児・介護休業法の改正により、令和4年10月1日から、育児休業中の掛金等の免除要件が見直しになります。6月号では、見直しにかかるQ&A及び届出用紙の変更にについてお知らせします。なお、本件にかかる通知文は5月分掛金等納付通知書と同封して送付します。

**A2** 育児休業の取得は、これまで原則1回のみ認められていましたが、分割して2回まで取得できるようになります。

同月内に開始し終了する育児休業を分割して取得した場合も、休業日数の合計が14日以上あれば、その月の報酬分掛金等が免除対象となりますので、11月の報酬分掛金等は免除になります。

## 見直しにかかるQ&A

**Q1** 11月2日から15日まで育児休業を取得する予定です。11月の報酬分掛金等は免除になりますか。

**A1** 月の末日を含まない場合でも、同月内に開始し終了する休業日数が合計して14日以上あれば、その月の報酬分掛金等が免除対象となりますので、11月の報酬分掛金等は免除になります。なお、14日の算定にあたり、土・日・祝日や有給休暇を差し引く必要はありません。

**Q3** 12月1日から12月31日まで育児休業を取得し、12月10日に賞与が支給されます。賞与にかかる掛金等は免除になりますか。

**A3** 現行は、末日に育児休業をしている場合に、その月に支払われた賞与等にかかる掛金等が免除されます。施行後は、連続した育児休業期間が1か月を超える場合のみ、休業期間に月末が含まれる月に支給された賞与等にかかる掛金等が免除対象となります。この場合、休業期間がちょうど1か月ですので、末日に育児休業をしても12月に支給された賞与にかかる掛金等は免除になりません。なお、12月の報酬分掛金等は免除になります。

## 見本 産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書

産前産後休業等掛金等免除申出書

下記の通り申し出ます。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

下記の申し出は事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

<産前産後休業>

申請 11702  訂正 11703  取消 11701 **一横線の口に入力してください。**

<育児休業等>

- 休業期間中に月末がない場合（月をまたがない休業）、休業日数は14日以上でないとその月の報酬分掛金等は免除になりません。
- 「育児休業等」「出生時育児休業」とともに、開始から終了（予定）までの引き続いて休業期間が1か月を超える場合のみ、月の末日を含む月に支給された賞与等掛金等が免除になります。
- 月をまたいだ休業を複数回に分けて取得する場合は、それぞれの月ごとに横線を記入してください。

申請 11702  訂正 11703  取消 11701 **一横線の口に入力してください。**

○育児休業等

○出生時育児休業

※「就業日数」は、出生時育児休業取得期間中に就業（勤務）する場合に、その日数を記入してください。ただし、就業日数を満たした休業期間が14日以上ないとし、その月の報酬分掛金等は免除になりません。

【子の情報】

**Q4** 出生時育児休業（産後パパ育児）とはどのような制度ですか。

**A4** 主に男性の育児休業取得促進のために、配偶者の出産後8週以内に最大4週間育児休業を取得できる制度です。休業期間は2回に分割でき、労使合意のもと就業も可能です。

**Q5** 産後、パパ育児を11月5日から20日までの16日間取得し、休業期間中に労使合意のもと、2日間就業する予定です。11月の報酬分掛金等は免除になりますか。

**A5** 育児休業日数（16日）＝就業日数（2日）＝14日となり、育児休業日数から就業日数を差し引いた日数が14日以上あるため、11月の報酬分掛金等は免除になります。

## 届出用紙の変更

今回の見直しに伴い、「産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書」の用紙を変更します（見本参照）。

新用紙には「育児休業等」及び「出生時育児休業」それぞれ2期間分の記入欄があります。同じ種類の休業を、同月内に2回取得する場合は1枚の用紙に記入してください。2回の休業を別々の月に取得する場合、1枚の用紙では申し出できません。

新用紙は、準備が整い次第、私学共済ホームページに掲載します。10月以降に産前産後休業又は育児休業等掛金等免除を申請する場合は、新用紙を使用してください。



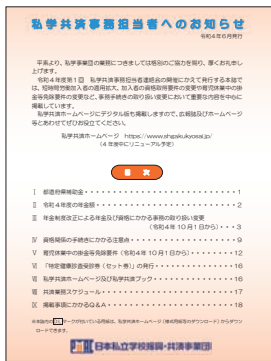
令和4年6月発行  
「私学共済事務担当者へのお知らせ」  
広報相談センター 相談班

本誌2月号でご案内したとおり「私学共済事務担当者へのお知らせ」(以下「お知らせ」といいます)を6月8日に全学校法人等宛てに発送します(見本参照)。

- 「お知らせ」には、次の事項を掲載しています。
- ・法律改正事項
  - ・取り扱い変更事項
  - ・注意喚起事項等
  - ・共済業務スケジュール(6月～9月)
  - ・掲載事項にかかるQ&A

6月中旬に、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」に「お知らせ」のデジタル冊子の掲載を予定しています。

※「令和4年度第1回私学共済事務担当者連絡会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送りました。



見本 私学共済事務担当者へのお知らせ

共済業務

雇用保険給付制限期間中の被扶養者認定申請をした人へ  
業務部 資格課

「雇用保険受給資格者証」の写しを提出してください

雇用保険の待期間及び給付制限期間中のみ認定を受ける被扶養者が、被扶養者認定申請時に「雇用保険受給資格者証」の写しを添付していないときは、交付後速やかにその写しを私学事業団宛てに提出するようにお願いしています。提出の際は、写しの余白に加入者番号と加入者氏名を必ず記入してください。

原則、雇用保険の受給開始日をもって、被扶養者の取り消しをするため、受給資格者証の写しにより被扶養者の取消年月日を確認します。提出した時点で、雇用保険の受給が開始している場合は、遡って被扶養者の取り消しをします。取消日以降に加入者被扶養者証を使用した場合、無資格受診となり医療費等を返還していただくことになりますので注意してください。

●雇用保険の受給を放棄又は延長したとき

事情により雇用保険の受給を放棄又は延長したときは、「すでに雇用保険の給付制限期間中のみ認定を受けている人が、雇用保険の受給を受けないこととしたときの誓約書DL」とその確認書類の提出が必要です。

DCの拠出限度額の見直し  
(令和6年12月1日から)  
厚生労働省 年金局  
企業年金・個人年金課

確定拠出年金(以下「DC」といいます)の拠出限度額が令和6年12月1日から確定給付型(私学共済や確定給付企業年金等)ごとの掛金相当額を評価し、月額5万5000円から掛金相当額を控除した範囲内となります。DCの拠出限度額の計算に用いられる私学共済の掛金相当額は今後告示にて示されますが、おおむね7000円程度となる見込みです。

制度改正の詳しい内容は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページのURL  
<https://www.mhlw.go.jp/>

様式用紙等の請求方法  
広報相談センター 相談班

様式用紙等は、私学共済ホームページ(「様式用紙等のダウンロード」から内容(分類)別又は用紙名(五十音順)で検索し、ダウンロードすることができま

す。一部のダウンロードできない用紙は、掲載しているFAX請求用フォー

請求先	様式用紙等の請求専用FAX番号
共済業務課	
札幌ガーデンパレス	011(222)6311
仙台ガーデンパレス	022(299)6296
名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
広島ガーデンパレス	082(262)1134
福岡ガーデンパレス	092(713)3581
広報相談センター相談班	03(3813)1081

ム又は任意の用紙に次の①～⑦を記入し、FAX又は郵送で請求してください。

- ① 学校名
- ② 学校記号番号
- ③ 郵便番号・送付先住所
- ④ 連絡先電話番号
- ⑤ 担当者名
- ⑥ 用紙名(様式番号は不要)
- ⑦ 必要枚数

様式用紙等は変更となる場合があります。その都度、必要な枚数を請求してください。

## 標準報酬月額額の定時決定 基礎届書の提出期限は令和4年7月10日です

業務部 資格課

標準報酬月額とは、毎月納付する掛金等の額や、年金、休業給付などの給付金の計算の基となる重要なものです。毎年1回、「定時決定」により見直しを行います。

### 標準報酬月額額の定時決定とは

毎年7月1日現在で学校法人等へ使用されている加入者について、学校法人等が支給した4・5・6月の報酬を「標準報酬基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)で報告していただき、その3か月間の報酬月額額の平均額に基づいて、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額及び等級を決定することをいいます。

### ●対象となる加入者

資格取得日が令和4年5月31日以前で、7月1日現在加入している人(注)  
注 加入者資格を有する休業者や育児休業等を取付中の入及後期高齢者医療制度の被保険者になった人も対象になります。

### ●対象とならない加入者

- ・資格取得日が4年6月1日以後の人
- ・7月に標準報酬月額が改定される人

### 「基礎届書」の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等宛てに送付します。

なお、電算用紙又は電子媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

### ●「基礎届書」による届け出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されています。対象者について、通常の加入者又は短時間労働加入者のいずれかを○で囲み、4・5・6月の各月の支払基礎日数、報酬月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。

なお、通常の加入者は、報酬の支払基礎日数(注)が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)である月は、その月の報酬月額合計は0円と記入してください。

注 支払基礎日数とは、その報酬の支払いの基礎となった日数のことをいいます。

### ●電算用紙による届け出

すでに電算用紙(学校法人等で作成した「基礎届書」)による届け出の承認を受けている学校法人等は、期限までに提出してください。なお、今年度の定時決定の電算用紙による届け出の承認受付は終了しました。

### ●電子媒体による届け出

電子媒体(CD-R又はUSBメモリー)で「基礎届書」を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ(事務担当者用ページ▼資格関係)で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに期限までに提出してください。事前の承認申請は不要です。

なお、今年度、電子媒体で報告すると、電子媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付しません。

### ●「基礎届書」の作成上の注意事項

① 4・5・6月に実際に支払われた報酬月額を記入してください。給与が翌月払いで、3月分給与であったとしても4月の報酬として取り扱います。

② 加入者区分及び賃金形態に応じた支払基礎日数を次の賃金形態に基づいて正しく確認し、金額と共に記入してください。

・月給制、週給制：出勤日数に関係なく暦日数。ただし、欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規

則や給与規程等に基づき学校法人等が定めた日数(所定労働日数)から欠勤日数を控除した日数

【例】月給制の通常の加入者が、暦日数31日の月に7日間欠勤し、その分を控除して報酬が支払われた場合

↓学校法人等が定めた日数(所定労働日数)が21日であるときは、21日から7日を引いた14日が支払基礎日数となります。ただし、17日未満のため0円と報告してください(暦日数31日から7日引いた24日ではありませんので、注意してください)。

・日給制、時給制：実際の出勤日  
・有給休暇は、労働の対償として報酬を受けているため支払基礎日数に含まれません。

③ 毎年4月から6月までが繁忙期に当たるため、年平均額による保険者決定を希望する場合は、「基礎届書」への記入(電子媒体の場合は入力)に加え、申立書と加入者の同意書の添付が必要です。私学共済ホームページよりダウンロードできますので、必ず添付して提出してください。

④ 電算用紙や電子媒体による届け出の際には、加入者番号(特に所属学校変更後の個人番号)が正しく記載されているか確認してください。

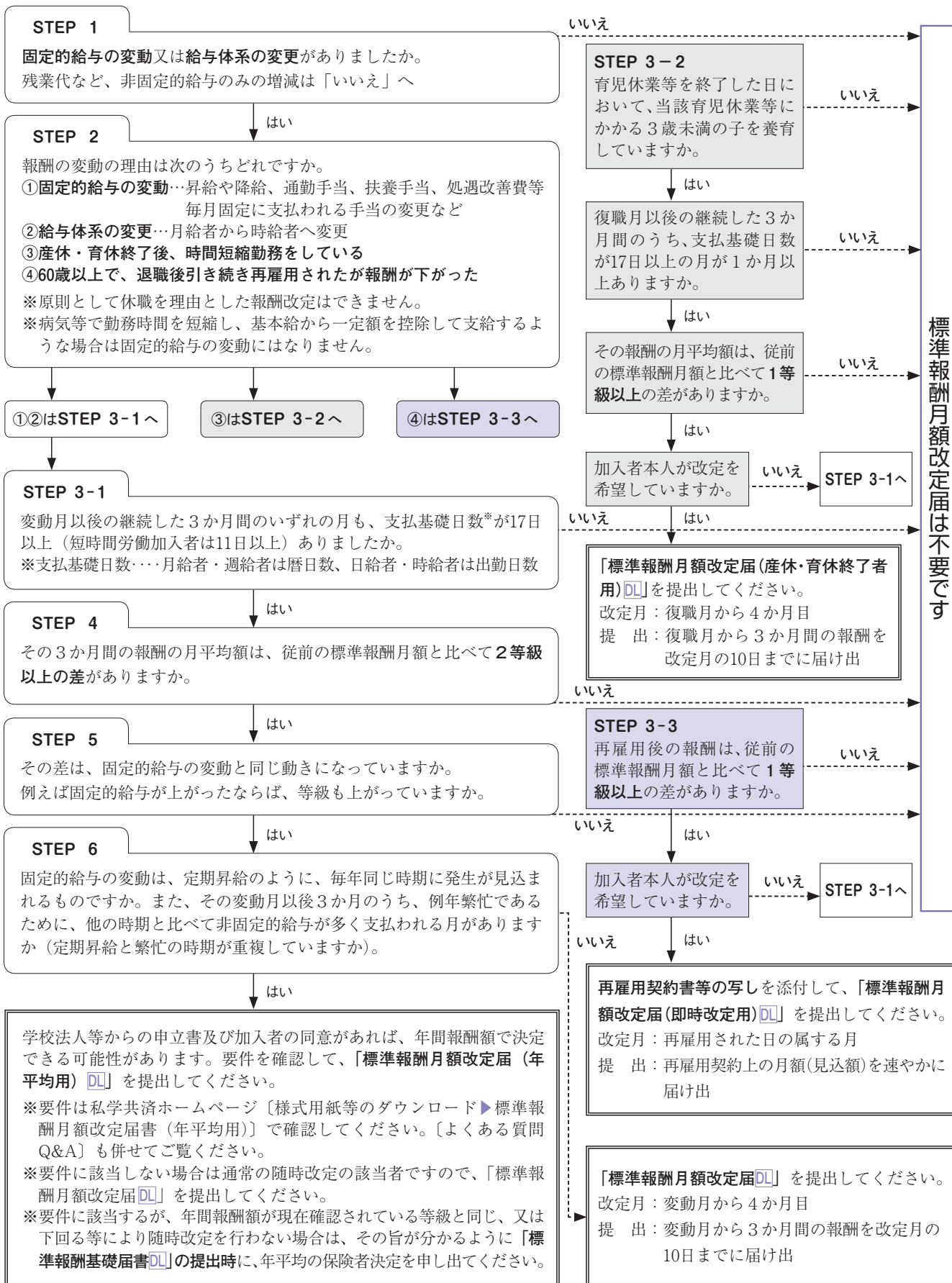
送付する通知文にある標準報酬月額チェックリストを活用し、報告誤りがないよう提出してください。

# 標準報酬月額の設定が必要なとき

業務部 資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定された後、毎年1回の定時決定で見直されます。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

共済業務



# ヘルスケアポイントをご利用ください

福祉部 保健課

ヘルスケアポイントは、健康増進などの取り組みを行っている人に対し、その行動ごとにポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズなどの商品と交換できるしくみです。  
ぜひ加入者へ周知をお願いします。

被扶養者（以下「加入者等」といいます）が対象です。  
ただし、40歳（注）以上の人は、4年4月1日に加入者等である人に限り  
ます。  
注 今年度中に到達する人を含みます。


## 対象者


令和4年5月末現在で、短期給付の適用を受ける30歳（注）～74歳の加入者（任意継続加入者を含みます）及び

## 利用方法

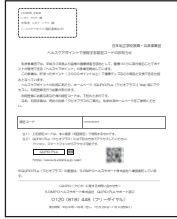
加入者等が、パソコンやスマートフォンから「QUPiO Plus」（クピオプラス）Web版にアクセスし、

図1 利用登録の方法

- 1 「QUPiO Plus」Web版にアクセスする  
(<https://www.qupioplus.jp/user>) 
- 2 「新規登録会員の方（初回ログイン設定）」をクリックする
- 3 初回認証用の認証コード及びログインID（メールアドレス）を入力し「仮登録メールを送信」をクリックする



40～74歳



30～39歳

初回認証用の認証コードは、40～74歳の人は健康情報冊子「QUPiO Plus」で、30～39歳の人は6～7月送付の通知文でご確認ください。

図2 ポイントから商品へ交換

### ヘルスケアポイント取得の例

初回ログインしたとき	200ポイント
健康コラムを開覧したとき	20ポイント
健康診査の結果が良いとき	最大600ポイント
郵送検診を利用したとき	100ポイント

ポイントを貯めて商品を得



アルインコ  
電動楽乗りバイク  
ムーブアシスト



日本蜂蜜  
マヌカハニー  
UMF5+



オムロン  
体重体組成計

※上記商品は一例です。詳しくは商品交換画面をご確認ください。

## 認証コード

① 4年度に40～74歳になる加入者等  
特定健康診査の受診後に本事業団から送付する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載されている認証コードを入力してログインした後、個別のログインIDとパスワードを設定することにより利用登録が完了します。  
※登録できない人は、QUPiO Plusサポート窓口にお問い合わせください。

② 4年度に30～39歳になる加入者等  
4年6月～7月に学校法人等宛て（任意継続加入者は届け出住所宛て）に認証コードを通知します。  
※平成30年度以降、すでに認証コード等をお知らせした人は通知の対象外となります。  
※6月以降に資格取得等が確認された人については、翌年度の発送になります。

## 登録に関する問い合わせ先

QUPiO Plus サポート窓口  
0120(818)448  
9時～18時(平日)  
※年末年始は除きます。

## 貯まったポイントは商品に交換

日々の体重記録等で貯まったポイントは、2000ポイント以上で健康グッズなどの商品と交換できます（図2参照）。

「QUPiO Plus」Web版から商品を選び、発送住所等を入力し、ご自身で交換手続きを行ってください。

有効期限はポイント獲得日の2年経過後の年度末です。

# 特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

令和4年度の特定健康診査及び特定保健指導を表のとおり実施します。

私学事業団から、6月下旬に案内書（実施要領等）・対象者一覧等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

## ●加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する、健康診断の結果を活用します。

健康診断の際に、特定健康診査の検査項目について受診漏れがないようお願いいたします。

また、「標準的な質問票□」のうち、回答必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

## ●被扶養者の特定健康診査

特定健康診査の対象となる被扶養者には「案内書（被扶養者向け）」と受診券を学校法人等に送付します。確実に被扶養者に受診券が届くよう、加入者に配付してください。

## ●提出方法のお願い

加入者の健診結果は、可能な限り私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導」のフォーマットで

提出してください。

特に電子データであれば、「健診結果XML・CSVデータチェック機能」を使用することで、誤りや漏れのないデータを提出できます。

紙媒体での提出に比べ、健康情報冊子を速やかに発行できますので、電子データでの提出にご協力ください。

## ●健診結果データの提出期限

- ① 4年9月30日まで
- ② 5年1月31日まで（4年10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）
- ③ 5年5月15日まで（必着・最終、5年2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等及び②までに未提出の学校法人等）

特定保健指導を円滑に実施するため、健診結果は期限にかかわらず、整った分から順次提出してください（対象者全員分をまとめる必要はありません）。

## ●加入者と学校法人等の「健康」のためご協力ください

加入者の健康は、学校法人等の経営に不可欠な要素です。

提出された健診結果に基づき、本事業団が生活習慣の改善に役立つ情報や特定保健指導を案内することで、加入

者がより健康で長く働けることが期待されます。  
加入者の健康、そして学校法人等の

健全な経営のため、健康診断結果の提出や学校訪問型特定保健指導の利用に一層のご協力をお願いします。

表 4年度スケジュール

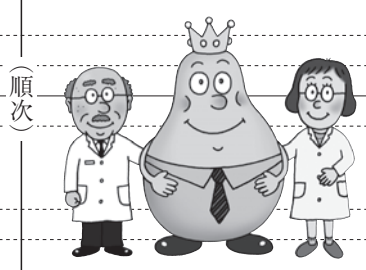
年度	加入者・学校法人等	
	特定健康診査	特定保健指導
令和4年		
6月	6月下旬に発送 ・案内書（実施要領等） ・対象者一覧 ・被扶養者の受診券 （有効期限：5年3月31日）	
7月	学校法人等へ依頼 ・定期健康診断結果データの提出 ・案内書（被扶養者向け）の配付 ↓ 加入者経由で被扶養者へ依頼 受診券の利用による健診受診 （健診実施機関からデータ提出）	
8月	4年度分健診結果データのシステム登録開始	特定保健指導利用開始
9月		①学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）
10月		
11月		
12月		
令和5年		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		

（順次）

②学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目…10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）  
〔受診券の有効期限：5年3月31日〕

③学校法人等からの健診結果データ提出期限（最終…②までに健診結果を提出していない学校法人等）

〔利用券の有効期限：5年7月31日〕



## 共済業務

## 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 「賞与等支給報告書」を提出してください

「賞与等支給報告書」は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等（電子媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等を除きます）へ送付します。

賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。賞与掛金等は、6月22日（水）受付分までを、6月分の掛金等（7月送付）で調定する予定です。

## 【注意点】

- ・賞与等の支給がない場合、提出は必要ありません。
- ・賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給のない人がいる場合は、該当する加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず、0円や空欄で報告した場合は、「未確認連絡書」を送付します）。
- ・記入に際しては、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕の記入例を参照してください。
- ・支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。
- ・電子媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- ・電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。
- ・電子媒体は、CD-R又はUSBメモリのいずれかで提出してください。
- ・電子媒体で報告する際、電子申請データを暗号化することも可能です。

【業務部 資格課】

積立共済年金と共済定期保険の  
前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月30日（木）必着です。

## 【積立共済年金】

新規加入の他に、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）、中途一時払の申し込みを受け付けます。

## 【共済定期保険】

「家族年金コース」（「医療保障コース」、「医療費支援コース」の同時加入可）及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみ受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間での取り扱いとなります。

【福祉部 貯金・貸付課】

## 生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者が対象です）の申し込みは6月14日（火）必着です。希望者がいましたら、早めにお申し込みくださるよう周知をお願いします。

【福祉部 保健課】

## 特定保健指導利用券の有効期限

令和3年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、7月31日（日）です。特定保健指導の対象となった人は、有効期限までに、保健指導実施機関で初回面談を受けるよう案内してください。

【福祉部 保健課】

## 6月の共済業務スケジュール

1日（水）	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日（木）	貸付 送金
6日（月）	貸付 5月分定期償還期限
10日（金）	貯金 払込期限（必着）
15日（水）	貸付 7月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日（月）	貯金 送金
22日（水）	貸付 送金
24日（金）	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日（火）	掛金等 5月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ）
30日（木）	掛金等 5月調定分納期限 貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

## 7月の共済業務スケジュール

4日（月）	貸付 送金
6日（水）	貸付 6月分定期償還期限
8日（金）	貯金 払込期限（必着）
10日（日）	資格「標準報酬基礎届書」提出期限
15日（金）	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

# INFORMATION

〔「月報私学」はホームページにも掲載しています〕

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>

助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)

共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

## クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も節電のため、**9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装で執務をしています。**ご理解をお願いします。

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 学校法人基礎調査票提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」(以下「e-マネージャ」といいます)による作成・データ提出をお願いします。

■**文部科学大臣所轄学校法人**(大学・短期大学・高等専門学校学校法人) → 土地・建物面積、財務系帳票

○提出期限 **6月30日(木)**

■**知事所轄学校法人**(高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人) → 全帳票

○提出期限 **6月30日(木)→7月29日(金)に変更※**

※今年度から知事所轄学校法人の提出期限を変更します。

### ■決算関係書類

文部科学大臣・知事所轄学校法人ともに、学校法人基礎調査のデータ提出と併せて、「令和3年度決算関係書類(計算書類及び附属明細表(写))」、「独立監査人の監査報告書(写)」及び「収益事業の計算書類(写)」を私学情報室まで郵送してください。

なお、文部科学大臣所轄学校法人については、**補助金課**に提出している場合でも、**別途ご郵送ください。**

※「e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

また、システムメンテナンス等により「e-マネージャ」を休止する場合は、別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。

詳しくは、令和4年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール [k-chousa@shigaku.go.jp](mailto:k-chousa@shigaku.go.jp)

## 2022年度 若手・女性研究者奨励金を研究課題75件に総額3,000万円交付しました

本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者のための「社会一般からの寄付」による研究奨励金制度です。

研究者が、自ら発案し、「取り組んでみたい」という独創性ある研究に対して、研究機会を提供することにより、新たな研究意欲の向上と次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的としています。

趣旨にご賛同いただいた社会一般の皆様からの寄付金を財源としており、その全額が奨励金に充てられます。

### 2022年度の本奨励金配付にあたる寄付者ご芳名

(五十音順)

アークビル株式会社 様

一般社団法人日本工業倶楽部 様

株式会社三菱UFJ銀行 様

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様

第一生命保険株式会社 様

大和証券株式会社 様

三井住友信託銀行株式会社 様

三菱UFJ信託銀行株式会社 様

ANAホールディングス株式会社 様

他 匿名を希望する法人 及び 個人の方々

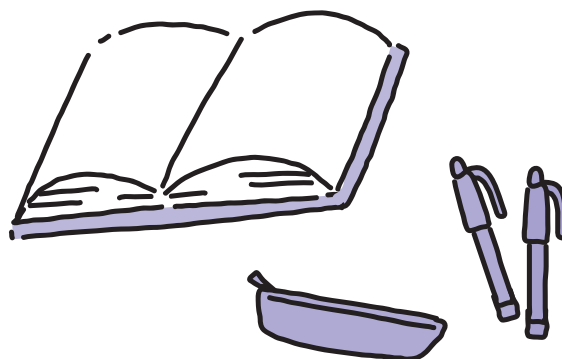
ご寄付を賜りました皆様にご心より御礼申し上げます。引き続き本奨励金の制度を広く周知し、さらに支援の輪を広げ、私立学校の発展に貢献して参ります。

今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316~7318

Eメール [kifukin@shigaku.go.jp](mailto:kifukin@shigaku.go.jp)



## 宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
 **大阪カーテンパレス**

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211(代表)  
 JR「新大阪」駅(北口)から徒歩10分。大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅②号出入口階段を經由して高架下から無料シャトルバス(始発7:05~最終23:05、15分間隔)で3分 <https://www.hotelgp-osaka.com>

### 開業40周年記念ツインルームプラン ~釜飯御膳と朝食バイキング~天然温泉でほっこり

夕食は人気の「選べる釜飯御膳」、朝食は和洋バイキングをお楽しみいただける、特別な宿泊プランをご用意しました。ホテル目の前の「天然温泉 ひなたの湯」の当日無料券も進呈します。

1泊2食(2名1室/2名様) **16,000円**

取扱期間：令和5年3月31日まで(年末年始を除きます)  
 ※夕食は館内レストランの洋食コース料理への変更も可能です。  
 ※1室2名様でのご予約とさせていただきます。



夕食(イメージ)

## 志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平隠7148 ☎0269(34)2102  
 JR「長野」駅東口から「志賀高原」行き急行バスで70分又は長野電鉄「湯田中」駅からバスで約40分、いずれも「蓮池ひろば」下車、徒歩5分

### 1泊2食付きプラン

志賀高原の朝は、渋峠の眼下に雲海が広がり、夜は満天の星空とゲンジボタルの神秘的な世界が広がります。志賀高原ならではの初夏をお楽しみください。

1泊2食(1名1室/1名様) **9,200円**  
 (2名1室/1名様) **8,500円**  
 (3~4名1室/1名様) **8,000円**

取扱期間：通年(年末年始を除きます)



大沼池

## 融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

# 幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

#### ☆ 融資率の優遇

園舎等の建築、土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**  
 園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

#### ☆ 資産査定額の優遇

(直近決算)の純資産の部合計額 × 30%  
 → (直近決算)の純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください  
 部融資課までお問い合わせください。  
 ※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

#### ■ 主な事業と融資金利(令和4年5月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.20	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.43
寄宿舎などの建築・用地取得	1.30	0.90	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.309

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)